

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ジュピターテレコム
意見項目	意見内容
総括	<p>「光の道」構想は、FTTH だけではなく、HFC や無線など、多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせて実現すべきである。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤(電柱、管路等)を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。</p> <p>体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率 88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考えます。</p> <p>これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社やNTT 機能分離によるアクセス整備の一社対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。</p> <p>設備競争が事実上、困難となり、設備競争が独占状態に回帰することがないように、その取扱いについて、慎重な議論を要望する。</p> <p>なお、設備競争と両輪であるサービス競争については、公正競争促進の観点から、ボトルネック設備所有事業者の影響抑制のためのドミナント規制の堅持及び強化(活用業務や目的達成業務の見直しなど)、総合的な市場支配力への対応の検討が必要と考える。</p> <p>当社としては、設備競争促進としての設備競争への通信事業者の参入の呼び水となるような各種施策の充実(線路敷設基盤の借用の簡略化など)や、サービス競争促進としてのレバレッジの抑止も含めたドミナント規制の強化及び総合的な市場支配力への対応検討など、効果的な政策の検討を改めて要望する。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における	サービス基盤未整備エリア(10%)と、整備済エリア(90%)に分け、それぞれの目的に応じた施策を検討すべきである。

<p>基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>サービス基盤整備については、特定 1 社に委ねるものではなく、競争原理の導入により、ルーラルエリア毎の必要コストを前提に整備主体を選定すべきと考える。</p> <p>サービス基盤未整備エリアの基盤整備については、採算性等の問題から、民による整備は困難であるため、総務省主導による「ブロードバンドゼロ地域解消」にて実績があり、実現可能性の高い「公設民営」等の検討・導入を要望する。</p> <p>「公設民営」等は、FTTH に限らず、地域特性等の状況に適したネットワークによる基盤整備を行うべきである（例：HFC、WiMAX 等、有線無線に限らず多種多様なネットワークを検討対象とすべき）。</p> <p>サービス基盤未整備エリアにおいては、超高速ブロードバンドサービスを提供していない CATV 事業者のネットワークを利用した基盤整備の検討も効果的である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナント規制の堅持・強化及び NTT グループによる市場支配力に基づく競争ルール整備が必要である。</p> <p>地域に根差したケーブルテレビ事業者としては、日本ケーブルテレビ連盟が「『地域力』検討特別委員会」を創設し、設備の利活用や新サービス開発、地域コンテンツの充実や、地域課題解決等、多岐に渡って検討を実施している。</p> <p>普及促進のためには、国民が超高速ブロードバンドの導入に対してインセンティブを感じるような方策と、公正競争の促進が必要であると考えます。</p> <p>① 設備競争によるインフラ設備の技術革新とそれによるコスト削減、機能増強(増速や機能追加等)</p> <p>② サービス競争による多種多様なサービスの開発及び質の向上</p> <p>上記 2 点は、健全な競争環境を通じて、国民に対して魅力ある超高速ブロードバンドサービスの低廉な料金での提供を行ううえで、必要不可欠と考えます。</p> <p>設備競争が実施されない状態では、インフラの技術革新や、普及に対するインセンティブが働かず、新たなインフラ技術を利用した、多種多様なサービスの開発も行われず。</p> <p>設備競争とサービス競争はあくまで両輪として、促進されるべ</p>

きであり、そのためにも新たな独占形態になりかねないインフラ整備の特定一社対応は行わず、市場に対応をゆだねるべきである。

よって、公正競争環境の構築、堅持のためにも、現状整備されているドミナント規制の堅持・強化とあわせて、NTT グループとしての総合的な市場支配力についても規制の必要性について、改めて議論すべきと考える。

ブロードバンドサービスの広がりとともに、各市場のサービスが複合して提供される等、新たなサービス形態が産まれてきており、グループ全体の市場に対する影響力が高まっていることから、単一市場におけるドミナント規制のみではなく、複数市場を俯瞰的にみた上で、グループとしての総合的な市場支配力について検討を行うべき時期がきていると考える。

魅力的なサービス創出のためにも、恣意的な価格操作による需要創出ではなく、競争環境の整備による積極的な事業者間の競争による需要掘り起こしを推進すべきである。